

新宿区物価高騰対策臨時給付金・子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

物価高騰対策臨時給付金～世帯全員の令和5年度の課税所得の合計が300万円未満の世帯にもれなく支給します～

1 事業の概要

電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、給付金を支給することにより、物価高騰の家計への影響が大きい世帯の生活を支援します。

新宿区では、国の交付金の対象である令和5年度住民税を課税されていない世帯に加え、区独自に令和5年度の住民税課税所得の合計が300万円未満の世帯に対しても給付金を支給します。

2 支給対象

令和5年6月1日時点で新宿区の住民基本台帳に記録されている、以下のいずれかの要件に該当する世帯

①世帯全員が令和5年度住民税を課税されていない世帯

国の交付金の対象

②世帯全員の令和5年度の住民税課税所得（令和4年分の合計所得金額）の合計が300万円未満の世帯

新宿区独自の対象

※DV等の特別な事情があり新宿区に住民基本台帳の情報がない方でも受給できる場合があります。

【対象世帯数】（令和5年5月23日時点の見込数）

世帯全員が令和5年度住民税を課税されていない世帯	69,000世帯
世帯全員の令和5年度の課税所得（令和4年分の合計所得金額）の合計が300万円未満の世帯	54,000世帯

※新宿区の全世帯数が約226,000世帯であり、**約54%の世帯が給付金の対象**

3 支給金額 1世帯につき：3万円

4 支給開始時期 令和5年7月上旬～



子育て世帯生活支援特別給付金～低所得の子育て世帯の生活を支援します～

1 事業の概要

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

2 支給対象

① ひとり親世帯分

ア. 令和5年3月分児童扶養手当受給者

イ. 公的年金給付等の受給により児童扶養手当を受給していない方（児童扶養手当に係る支給制限額を下回る方に限る）

ウ. 物価高騰の影響を受けて直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

② ひとり親世帯以外分

ア. 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の受給者

イ. 平成17年4月2日（障害児の場合は平成15年4月2日）～令和6年2月29日に出生した子を養育する方で、物価高騰の影響を受けて直近の収入が住民税均等割非課税の水準に下がった方

【対象児童数】（令和5年5月23日時点の見込数）

① ひとり親世帯分	1,952人
② ひとり親世帯以外分	2,822人
計	4,774人

3 支給金額

児童1人につき：5万円

4 支給開始時期

▷ ①ア・②アの方…令和5年6月に支給（申請不要）
▷ それ以外の方…申請に基づき7月以降に支給



※新宿区物価高騰対策臨時給付金等を含む補正予算(第33号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算(第2号))は、5月23日に開催された令和5年第1回区議会臨時会で議決(可決)いただいています。

【問合せ先】物価高騰対策臨時給付金 ⇒ 総務部臨時給付金担当副参事 皆本
子育て世帯生活支援特別給付金 ⇒ 子ども家庭部子ども家庭課長 徳永